

令和8年6月15日
(津幡町請負業者選考委員会決定)

津幡町競争入札参加資格者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

北川ヒューテック株式会社 金沢市神田1-13-1

2 指名停止期間

令和8年6月15日から令和8年6月28日まで(2週間)

3 指名停止の理由

令和8年5月27日、中能登土木総合事務所発注の「6災513号 主要地方道 田鶴浜堀松線 道路災害復旧工事(舗装工)(余裕期間対象工事)」において、下請業者の作業員が重機(バックホウ)の足回りに絡まった水系を取り外そうとした際、後進した重機と接触し負傷した。

上記事実については、津幡町競争入札参加資格者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 津幡町競争入札参加資格者の指名停止に関する要綱

別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措 置 要 件	期 間
(工事等関係者事故) (7) 町等工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上4月以内